



金沢市公報

号外第17号

平成20年(2008年)5月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 監査公表

○ 監査公表 (第9号)

(監査事務局)

ページ

1

監 査 公 表

● 金沢市監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成20年5月27日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一

収 監 査 第 101 号
平成20年5月26日
(2008年)

稲 生 喜久雄 様
坂 井 豊 二 様
林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成20年3月31日に提出のあった金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市三池町179番地

稲 生 喜久雄

金沢市小坂町マ47番地7

坂 井 豊 二

金沢市小坂町西61番地7

診療放射線技師

林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成20年3月31日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)によって、「会派等は、交付を受けた

政務調査費を規則で定める用途基準に従い使用しなければならない」(条例第9条) ことになっており、「経理を明確に行うため」に「経理責任者を置き、「会計帳簿を調製し、「領収書等を整理するとともに、」これらの文書を「5年を経過する日まで保管」することが義務付けられている。(条例第10条)

イ ところが、名古屋高等裁判所金沢支部、平成18年(行コ)第8号事件において、かなざわ議員会の清水邦彦議員(以下「清水議員」という。)は、18年度経理責任者でありながら「充て職」であったので、会計帳簿の調製をしていないし、領収書の保管もしていなかった、と証言しており、かなざわ議員会の条例違反は明白である。

ウ また、清水議員は、各議員の個々の支出が用途基準に合致した支出か否かのチェックをしていないので、かなざわ議員会の18年度政務調査費収支報告書(以下「報告書」という。)は「用途基準に従い支出した」とは認められない。

エ ところで、かなざわ議員会の15年度政務調査費収支報告書と上記報告書の支出項目を比較すると、減額は調査旅費支出及び食糧費支出相当額を減額したと推認される「会議費」で、他は増額である。両年度間の増額では、「事務所費」支出の7,316,320円が1番高額で、次いで15年度政務調査費の「人件費」項目の支出が「0」であった18年度の「人件費」5,465,670円である。「調査旅費」「会議費」の減額は「事務所費」「人件費」等へ転嫁されている。

オ 従って、「事務用品」相当額(15年度事務所費、339,058円(収支報告書備考欄に事務用品等との記載あり。))を除く「事務所費」7,316,320円及び報告書に記載されている「人件費」5,465,670円は目的外の違法な支出であり、かなざわ議員会はそれらを不当利得している。

(2) 措置要求の要旨

ア よって、請求人は、金沢市長が、かなざわ議員会に対し交付した18年度政務調査費のうち12,781,990円を金沢市へ返還するよう勧告を求める。

イ 加えて、①会計帳簿、領収書等(以下「会計帳簿等」という。)は議長保管とする条例改正をおこなって情報公開請求できる公文書とすること、②19年度政務調査費収支報告書の証拠となる会計帳簿等の提出を全会派に求めること、③会計帳簿等を提出しない会派に対し、20年度第1四半期分として交付した政務調査費の返還を求めること、④会計帳簿等が情報公開請求できる公文書となるまでの間は20年度第2四半期分以降の政務調査費を交付しないことという、金沢市長及び金沢市議会に対する政務調査費使途透明化措置の意見を求める。

(3) 請求人から提出された事実を証する書面

ア 名古屋高裁金沢支部平成18年度(行コ)第8号の『証人調書』

イ かなざわ議員会 平成15年度政務調査費収支報告書

ウ かなざわ議員会 平成18年度政務調査費収支報告書

第2 請求の受理

本件請求の受理

平成20年3月31日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に関する職員特定に関する記述はなく、また、対象行為が違法あるいは不当であることの理由等に薄弱な面があるが、監査請求書の記載全体からみて、市長並びに関係職員に政務調査費に係る不当利得の返還請求義務を怠る事実が存するという趣旨であると読み取れることから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年4月15日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

監査委員のうち、議会選出の田中仁委員については、本件請求に直接の利害関係を有するので、法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、かなざわ議員会に対し交付した18年度政務調査費のうち、事務所費及び人件費が目的外の違法な支出であるかどうか、ひいては市長がかなざわ議員会に交付した政務調査費の返還請求を怠っ

ているかどうか、を監査の対象とした。

監査対象部局については議会事務局総務課とした。

3 書類監査

市長に監査対象となる政務調査費の支出に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

4 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成20年4月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠書類の提出があり、請求人が請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 事務所費について

調査研究活動用として使用されていなければ事務所を賃借したことなくならず、維持管理費、事務機器購入費は不要であり、かなざわ議員会の事務所費は実態のない架空の経費である。

(2) 人件費について

かなざわ議員会に所属する議員で、調査研究活動のために補助職員を雇用したということを知ったことがないので人件費は実態のない経費である。

[新たに提出された証拠書類]

① 名古屋高裁金沢支部の判決文

(平成18年(行コ)第8号 同20年2月4日判決)

② 名古屋高裁金沢支部の決定文

(平成18年(行タ)第1号 文書提出命令申立事件 同18年12月15日決定)

③ 神奈川県監査委員の監査結果

(平成20年3月7日 住民監査請求に基づく監査の結果について)

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

5 関係職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、平成20年4月28日に議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務調査費支出の確認について

かなざわ議員会の収支報告書について、支出項目の金額の合計に誤りがないか確認するとともに、備考欄の記載事項につき規則に規定している用途基準に当てはまるかを確認している。

(2) 条例、規則以外の政務調査費用途基準の定めについて

今のところ、そうした基準を定めたものはない。

6 関係人調査

監査対象事項の支出について、元かなざわ議員会代表に対し法第199条第8項の規定に基づき、帳簿、書類その他記録の提出を求めたところ、会派としての会計帳簿は調製されておらず存在しなかったが、領収書等の支払を証拠づける書類は15名の元会派所属議員が各々整理保管しており、監査対象事項である事務所費と人件費のすべての領収書等について提示があったので、これを閲覧のうえ収支報告書等と照合し、事情を聴取するなど精査した。

また、かなざわ議員会政務調査費の執行について、交付された政務調査費の経理手順や方法、会派と各議員の関係、事務所費と人件費の18年度と15年度との大きな差異などについて事情聴取を行うなど、監査対象事項とした項目の内容及びその経費の支出が政務調査費に適合したものであるかどうかを主眼に調査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、判断の理由等を述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費制度について

政務調査費の交付制度は、地方分権一括法の施行により地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会が担う役割が一層重要となり、これに伴い地方議会の活性化を図るとともに議員の調査研究活動の基盤

を強化するため、会派又は議員に対する調査研究に必要な経費を助成するために設けられたものである。(地方自治法第100条第13項)

地方議会の議員は市政等の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及び、また、調査方法も多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については議員の良識に委ねられ、支出主体である会派あるいは議員の裁量が認められている。

(2) 政務調査費に関する本市条例、規則の規定

条例では、政務調査費を交付する趣旨、交付の対象、交付額及び交付の方法などを定めるとともに、「交付を受けた政務調査費を規則で定める用途基準に従い使用しなければならない」(条例第9条)としている。

規則では、政務調査費の用途基準のほか、交付申請手続き等について定めている。このうち用途基準については、「条例第9条に規定する規則で定める用途基準は、別表に定めるところによる」とし、別表では、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の10項目が示され、人件費及び事務所費の内容については次のとおり示されている。

[政務調査費用途基準(抄)]

項 目	内 容
人件費	会派等の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- ① 政党の活動に係る経費
- ② 慶弔費その他の交際費的経費

なお、条例及び規則以外に、政務調査費の取扱いに関する運用規程などの定めはない。

(3) かなざわ議員会に対する平成18年度政務調査費の交付等について

ア 交付

市長は、かなざわ議員会から18年4月1日交付申請書を受理し、交付する政務調査費の額を250,000円×12月×15人(会派所属議員)=45,000,000円と決定、その旨を同日付で政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して、かなざわ議員会の代表者に通知している。

交付の決定通知を受けたかなざわ議員会の代表者は、四半期ごとに、請求書により当該四半期に属する月数に相当する分の政務調査費の交付を市長に請求し、市長は、かなざわ議員会に対して四半期ごとに当該政務調査費11,250,000円を交付している。

イ 収支報告

18年度政務調査費については、19年4月27日に当該会派から議長に収支報告書が提出されており、このうち本件監査対象事項についての報告は次のとおりである。

項 目	金 額 (円)	備 考
事務所費	7,655,378	事務用品費、事務機器購入費 事務所の賃借料、維持管理費 等
人件費	5,465,670	調査研究活動人件費

ウ 収支報告の確認

議長は19年4月27日、かなざわ議員会から収支報告書の提出を受け、同年5月1日に市長に収支報告書の写しを送付している。

政務調査費交付金を交付した議会事務局においては、収支報告書の支出項目の金額の合計に誤りがないか確認するとともに、備考欄に記載の事項につき、規則に規定してある用途基準に当てはまるか確認を行っている。

また、交付金のすべてを使い切っているので返還を求めているはない。

(4) かなざわ議員会における政務調査費の執行等について

ア 政務調査活動の実施体制

かなざわ議員会では、政務調査活動が多面にわたることから会派を構成する各議員が主体的に実施することとし、各議員は、かなざわ議員会の政務調査組織である下記の15の調査会のいずれか一つの責任者の役割も担いながら、活動拠点となる事務所を設け活動を行っていた。

そのため、かなざわ議員会では、本市から交付を受けた政務調査費交付金の大部分を各議員に配分し、各議員の政務調査活動資金に充てていた。

観光問題推進関連調査会	伝統文化財保存関連調査会
中山間地域活性化関連調査会	友好都市交流推進関連調査会
歴史文化関連調査会	スポーツ振興関連調査会
情報政策関連調査会	教育問題関連調査会
環境問題関連調査会	D V、虐待政策関連調査会
まちづくり関連調査会	地域・産業振興関連調査会
児童青少年問題関連調査会	少子化問題関連調査会
障害者福祉問題関連調査会	

イ 政務調査費の経理

かなざわ議員会では、18年度において会派代表が政務調査費に係る預金口座の管理を行い、交付された政務調査費の一部を会派全体で使用し、残る大部分を15名の議員に配分している。そして、各議員は配分された政務調査費の支出及び経理についての責任を担うこととされていた。

条例では会派の経理責任者が経理を統括し、会計帳簿を調製するとともに領収書も一括整理、保管することと規定されているが、会派の構成員である各議員がそれぞれの責任において政務調査活動を行っており、配分された政務調査費についても各議員の責任において管理し経理（支出明細書の作成、領収書の整理・保管）していたこともあって、会派全体の会計帳簿の調製などは行われていなかった。

ウ 収支報告書の作成

会計帳簿は作成されていないことから、各年度の「収支報告書」の作成に際しては、経理責任者は各議員から支出明細を徴し会長に提出し、会長は、会派に係る費用の収支を合計整理のうえ収支報告書を作成し議長に提出していた。

なお、各議員の政務調査に係る実支出は、交付された政務調査費を上回るものであったが、支出明細の提出及び収支報告書の作成に際しては、議会事務局の指示に従い支出額が交付額と同額となるよう調整していた。

エ 事務所費の内容

収支報告書における事務所費には会派全体で使用した支出はなく、各議員が使用した支出であり、各議員が保管する支出明細及び領収書等を照合確認したところ、その合計額並びに内訳は次のとおりであった。

なお、各議員が保管する領収書等の合計額は下記のとおり7,741,120円となるが、収支報告書記載の「事務所費」はこれより85,742円少ない7,655,378円であった。

(単位、円)

費目	事務所借上料	通信費	光熱水費	備品費	事務用品費等	事務所費計	収支報告との差額
領収書等合計	4,478,000	891,891	202,528	1,537,906	630,795	7,741,120	85,742

※ 使途基準等には、事務所費より詳細な費目（細目）が決められていないので、保管されていた支払を証する書類すなわち領収書、振込金受取証などの支出内容を基に、便宜上、上記費目のとおり区分した。

以下、前記表の項目に沿って確認した事実を記載する。

① 事務所借上料

事務所費は政務調査活動の拠点となる事務所の設置に係る借上料（専用駐車場借上料を含む。）である。

その事務所の状況については、自宅に設置している議員が3名（自宅に設置している者は借上料は計上していなかった。）、自宅以外に設置している議員が12名（うち、借上料を計上している者は10名であり、

すべて、第三者が所有・管理する物件を借り上げているものであった。)であった。

計上された事務所の借上料には通信費や光熱水費などが含まれているものもあり、月額5千円～7万5千円、平均すると3万7千円であった。

また、事務所の使用形態が、後援会事務所と兼用の場合など、後援会及び私的な用に係る借上料と政務調査活動に係る借上料とを区別する必要があるものについては、各々の議員が状況を判断し2分の1に按分するなど調整しており、政務調査費に計上した借上料には後援会及び私的な用に係るものは含まれていないものと認められた。

② 通信費

通信費は事務所の管理経費として支出される電話料、インターネット接続料、はがき代などである。

後援会事務所や自宅と兼用の場合など、後援会及び私的な用に係る通信費と政務調査活動に係る通信費とを区別する必要があるものについては、各々の議員が状況を判断し2分の1、3分の1に按分するなど調整しており、政務調査に係る通信費には後援会及び私的な用に係るものは含まれていないものと認められた。

なお、毎月支払われるべき電話料等で、領収書を紛失したという理由により計上されていない月が十数件あった。

③ 光熱水費

光熱水費は事務所の維持管理に係るガス、水道、電気、灯油代などである。

後援会及び私的な用に係る光熱水費と政務調査活動に係る光熱水費とを区別する必要があるものについては、各々の議員が状況を判断し2分の1、3分の1に按分するなど調整しており、政務調査に係る光熱水費には後援会及び私的な用に係るものは含まれていないものと認められた。

なお、通信費と同様、領収書を紛失したという理由で計上されていない月が十数件あった。

④ 備品費

備品費は政務調査活動の用に供するパソコン、パソコン周辺機器、パソコンソフトなどの購入費である。

政務調査活動用専用の備品が殆どであるが、後援会及び私的な用と兼用する備品購入費については、各々の議員が状況を判断し2分の1に按分するなど調整しており、政務調査に係る備品費には後援会及び私的な活動に係る経費は含まれていないものと認められた。

⑤ 事務用品費等

事務用品費等政務調査活動の用に供する文房具、コピー用紙、封筒、電池等消耗品の購入経費などである。

後援会及び私的な用に係る事務用品費と政務調査活動に係る事務用品費とを区別する必要があるものについては、各々の議員が状況を判断し2分の1に按分するなど調整しており、政務調査に係る事務用品費には後援会及び私的な活動に係る経費は含まれていないものと認められた。

オ 人件費の内容

収支報告書における人件費には会派全体の支出はなく、各議員が支出したものであり、各議員が保管する支出明細及び領収書を照合確認したところ、その合計額は次のとおり収支報告書記載の「人件費」と同額の5,465,670円であった。

受 給 者	16人 (実人数)	領収書等 合計額	5,465,670 円
-------	-----------	----------	-------------

その内容はいずれも政務調査活動を補助する者の労務に対する日額・月額のアルバイト代や謝礼等の支払であった。支払は月額として毎月定期的に、あるいは日額として労務提供のつど行われていることが確認できた。

毎月支払われているものにあつては月2万円～7万5千円、平均で月3万8千円となっており、議員が所得税源泉徴収などの事業主として公的手続きを行っているものはなかった。

事務所費と同様、後援会及び私的な労務と政務調査活動に係る労務を合わせ行う者に対する支出については、各議員が2分の1按分するなど調整しており、また、生計を一にする親族の労務に対する支出も見受けられないところから、政務調査に係る人件費には後援会及び私的な活動に係る経費は含まれていないものと認められた。

なお、住民票で確認したところ、人件費の各受給者はすべて実在していた。

カ かなざわ議員会における15年度と18年度の収支報告書の支出項目計上金額に較差が生じた理由
収支報告書に記載された項目別の年度推移は次のとおりである。

【収入の部】

(単位、円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
政 務 調 査 費	41,250,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
預 金 利 子	41	0	82	0
計	41,250,041	45,000,000	45,000,082	45,000,000

【支出の部】

(単位、円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
研 究 研 修 費	1,343,107	10,672,584	6,748,515	6,739,538
調 査 旅 費	28,879,204	8,721,493	7,432,794	6,769,735
会 議 費	6,421,506	5,583,576	3,453,561	2,719,041
資 料 作 成 費	1,845,113	3,724,765	6,473,169	4,257,289
資 料 購 入 費	625,656	2,157,403	3,361,359	3,414,259
広 報 費	571,250	3,782,725	2,525,503	3,064,547
広 聴 費	785,632	1,896,398	1,294,684	1,263,708
人 件 費	0	1,585,400	4,734,370	5,465,670
事 務 所 費	339,058	5,940,234	7,711,174	7,655,378
そ の 他 経 費	439,515	935,422	1,264,953	3,650,835
計	41,250,041	45,000,000	45,000,082	45,000,000

使途基準項目ごとに15年度と18年度の会派の支出額を比べると大きな差異があり、請求人が「調査旅費」「会議費」の減額は「事務所費」「人件費」等へ転嫁されており、違法な目的外の支出である、としているところから、その主な原因・事情を関係人から聴取した。

関係人によれば、

政務調査活動に要する費用は政務調査費交付金をはるかに上回っているのが実情であり、政務調査費の収支報告書の作成において、会派としてはどの経費を計上するかという選択の問題に過ぎなかった。

人件費や事務所費にあっても、以前から各議員において支出していたが、15年度までは活動の主体である調査旅費や会議費の計上に重きを置き、人件費や事務所費の計上を控えてきたが、近年計上するようになったことから差異となっているものである。

そうした取扱いをしてきたのは、15年度当時議会事務局から、政務調査費の収支報告にあたっては、期間発生利子収入を含めて交付額と同額で「収支報告書」を作成するように、人件費や事務所費についてはできるだけ計上しないように、と指示されていたため、「収支報告書」には人件費や事務所費を計上してこなかったものである、また、先般の住民訴訟で問題となった会議費の食糧費についても、当時の議会事務局の指導に従った結果である、とのことであった。

この議会事務局の指示の有無について、15年度政務調査費の他会派の収支報告書を閲覧し調査したところ、支出総額は収入総額である政務調査費交付金と預金利子の合計額と一致し、支出項目の事務所費及び人件費の計上が一部会派を除き、少額なものとなっていたことから、関係人の説明には信憑性があると認められた。

2 判断

(1) 判断の基準について

ア 使途基準について

本市の政務調査費は、法第100条第13項及び第14項、条例、規則に基づいて交付されており、関係職員の陳述のとおり、ほかに詳細な定めや手続等の細則はないことから、これらの法、条例、規則に基づき判断すべきと考える。すなわち、事務所費にあつては「会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であり、人件費にあつては「会派等の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経

費」である。

また、規則の用途基準が概括的に定められており、用途基準の内容欄の(例)は、本文を補足する例示である。

従って、政務調査費は、会派等の自主的な調査研究活動費の一部として使用され、「政党の活動に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」に該当しない限り、交付目的の趣旨に合致するものであるならば、違法であるとはいえない。

しかしながら、具体的な支出について関係人調査の中で領収証書等証拠書類を確認し、政務調査費の目的外支出であったかどうかを判断するためには、規則、別表規定の用途基準より具体的な判断基準が必要である。前記認定した事実のとおり、政務調査費の具体的な運用等についての基準は定められていないので、本監査を行うに当たっては、以下の基準により政務調査費の用途が適正であるか否かを判断することとした。

イ 政務調査費監査の判断基準

【基本的事項】

① 政務調査費を充てることができる経費について

地方議会の議員は、日常的に調査研究活動が期待されており、その活動は多様で広範囲に及んでいる。「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付される政務調査費は、こうした広範な議員活動を補助するための経費に充てるものであり、その用途は「調査」に限定されるものではなく、政党活動に係る経費、選挙活動に係る経費、後援会活動に係る経費、慶弔費や交際費などの私的経費を除き、幅広く使用できる。

② 支出の証拠書類について

- (ア) 領収書のあて名は原則会派、各調査会又は議員本人であること。
- (イ) 領収書を徴することができない場合は、それに代わる証憑等で政務調査活動に使用している実態及び支出の事実を確認できる書類が存在すること。

【個別的事項】

① 事務所費について

(ア) 共通事項

政務調査活動の拠点となる事務所の設置及び管理に係る経費として、支払の事実が認められること。
なお、事務所の形態が政務調査活動以外の用途と兼用の場合は使用状況に応じて経費が適切に区分けされていること。

(イ) 事務所借上料

政務調査活動の拠点となる事務所の設置に係るものであり、第三者が所有・管理する物件の借上料(事務所専用駐車場の借上料を含む。)として支払の事実が認められること。

(ウ) 通信費

政務調査活動の用に供する電話・切手等の通信費として、支払の事実が認められること。

(エ) 光熱水費

政務調査活動の拠点となる事務所の管理に係る光熱水費として、支払の事実が認められること。

(オ) 備品費

政務調査活動の拠点となる事務所の管理に係るものばかりでなく、政務調査活動の用に供する備品の購入経費として、支払の事実が認められること。

なお、当該備品を政務調査活動以外に使用するものにあつては、使用状況に応じて購入経費が適切に区分けされていること。

(カ) 事務用品費等

政務調査活動の用に供する事務用品の購入などの経費として、支払の事実が認められること。

② 人件費について

政務調査活動をサポートする労務に対する賃金、アルバイト代、謝礼金等として、雇用契約書や所得税源泉徴収などは必ずしも必要ではないが、支払の事実が認められること。

なお、当該労務が政務調査活動以外に及ぶ場合は、状況に応じて賃金等が適切に区分けされていること。

(2) かなざわ議員会における事務所費支出の違法性の有無

かなざわ議員会の18年度政務調査費収支報告書は「用途基準に従い支出した」とは認められず「事務用品」相当額を除く「事務所費」7,316,320円は目的外の違法な支出であり、かなざわ議員会はそれらを不当利得している、との請求人の主張について

関係人調査の結果、かなざわ議員会の「事務所費」は、政務調査活動のために必要な事務所の借上料、通信費、光熱水費、備品費、事務用品費などであり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動に充てられたものではなく、金額的にも高額なものは見受けられず比較的低額なものと認められた。

請求人は「事務所費は実態のない架空の経費である」というが、支出に関する証拠書類により政務調査活動のための事務所の設置及び管理に要した経費として支払の事実が認められることから、かなざわ議員会が政務調査費の事務所費を不当利得している事実は認められない。

よって、「事務所費」7,316,320円は目的外の違法な支出であり、かなざわ議員会はそれらを不当利得している、との請求人の主張には理由がない。

(3) かなざわ議員会における人件費支出の違法性の有無

かなざわ議員会の18年度政務調査費収支報告書は「用途基準に従い支出した」とは認められず「人件費」5,465,670円は目的外の違法な支出であり、かなざわ議員会はそれらを不当利得している、との請求人の主張について

関係人調査の結果、かなざわ議員会の「人件費」は、政務調査活動を補助した者に対する謝礼、賃金であり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動に対する人件費は含まれておらず、日額・月額単価も高額なものは見受けられず比較的低額なものと認められた。

請求人は「人件費は実態のない経費である」というが、支出に関する証拠書類により政務調査活動を補助する人件費として支払の事実が認められることから、かなざわ議員会が政務調査費の人件費を不当利得している事実は認められない。

よって、「人件費」5,465,670円は目的外の違法な支出であり、かなざわ議員会はそれらを不当利得している、との請求人の主張には理由がない。

(4) 関係職員の怠る事実の存否

昨年4月の18年度分支出金の精算(確定)時において、議会事務局では収支報告書の支出項目の金額の合計に誤りがないか確認するとともに、備考欄に記載の事項につき、規則に規定してある用途基準に当てはまるか確認を行っている。また、交付金のすべてが使い切られていたことから、返還を求めているわけではない。

このことは政務調査費の領収書等の提出が義務づけられていない18年度分支出金の精算(確定)時点において、かなざわ議員会の収支報告書から政務調査費が目的外に使用されていることをうかがわせる一般的、外形的な事情がない限り、本来の目的に充てられたと推認され、その精算は適法であったと思われる。

また、今般、かなざわ議員会の18年度政務調査費のうち、事務所費及び人件費の支出について精査したところ、前記(2)及び(3)のとおり、架空の支出若しくは目的外の用途に充てられていた事実が認められなかったため、市長並びに関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存する、とはいえない。

(5) その他

条例改正等の意見を監査委員に求めることについて

請求人が措置請求書において、「加えて会計帳簿、領収書等は議長保管とする条例改正を行って情報公開請求できる公文書とすること等、金沢市長及び金沢市議会に対する政務調査費使途透明化措置の意見を求める。」としている点については、単に監査委員に対し意見を述べることを求めるものであり、措置の請求ではないものと解した。

(6) 結論

以上のとおり、平成18年度政務調査費における、かなざわ議員会の「事務所費」及び「人件費」については、目的外の違法な公金の支出があったと認めることができず、請求人の市長に対する措置請求には理由がないものと判断する。

3 意見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の政務調査費の監査を通じ、以下のとおり意見を付言する。

本監査の結果、政務調査費が目的外に使用されていた事実は認められなかったものの、会派における政務調査活動の実施が各議員に委ねられていた状況にあって、経理責任者が会計帳簿を調製しておらず、領収書等の整理・保管も自ら行っていないという条例に反する取扱いが見受けられたところである。

しかも、政務調査費の執行に関する情報開示が十分とはいえない状況下において、本件請求人が政務調査費の支出に疑念を抱いたことは無理からぬことといえる。

こうした現況のもと、目下、本市議会において、政務調査費の透明性を高めるべく条例改正を含めた制度の見直しを検討しており、適切な取組みと評価する。

制度の見直しに際しては、政務調査活動の内容・方法等が近年多様化しているため、政務調査費がその目的を達成できるよう、また、円滑かつ適正に運用されるよう諸規程を実情に即したものに改善することを望むところである。

一方、政務調査費の支出に疑念を抱かせたことの一因として、予算執行部局である議会事務局が政務調査の執行について各会派の自主性に委ねるべきものとして関与しない姿勢に固守するあまり、公金の使途の実態把握と経理や報告書作成の指導が不適切であったことが否めないため、今後、議会事務局にあっては、政務調査活動に伴う交付金の運用や経理等の適正を図るなど、公金支出の説明責任を果たす必要がある。

(別紙)

職員措置請求書

金沢市長及び金沢市議会に対する措置要求

第1 請求の趣旨

1 金沢市議会においては、政務調査費の交付を受ける『会派等は、』金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(以下『条例』という。)によって、『交付を受けた政務調査費を規則で定める使途基準に従い使用しなければならない』(条例第9条)ことになっており、政務調査費の『経理を明確に行うため』に『経理責任者を置』き、『会計帳簿を調製し、』『領収書等を整理するとともに、』これらの文書を『5年を経過する日まで保管』することが義務付けられているのである。(条例第10条)

2 ところが、2007年9月26日に名古屋高等裁判所金沢支部がおこなった平成18年(行コ)第8号事件の証人調において、かなざわ議員会の清水邦彦議員(以下『清水議員』という。)は看過できない証言(以下『証言調書』という。)をしている。

清水証人は、かなざわ議員会の平成18年度経理責任者でありながら『充て職』(証言調書2頁)であったので、会計帳簿の調製をしていないし、領収書の保管もしていなかった(証言調書3頁～4頁)と証言している。

すなわち、かなざわ議員会の平成18年度の経理責任者は条例第10条に規定された義務を履行していなかったのである。

従って、かなざわ議員会の条例違反行為は明白である。

3 また、清水議員は、会派所属議員の書類を『集めて会長に渡しただけ』(証言調書20頁)であり、各議員の個々の支出が使途基準に合致した支出か否かのチェックをしていないのである。

すなわち、かなざわ議員会の平成18年度政務調査費収支報告書(以下『報告書』という。)は『使途基準に従い支出した総額』(条例第14条)であるとは認められない。

4 ところで、かなざわ議員会の平成15年度政務調査費収支報告書と上記報告書の支出項目を比較すると、減額項目では減額金額が大きい『調査旅費』支出及び食糧費支出相当額を減額したと推認される『会議費』の2項目で、他の8項目は増額である。両年度間の増額では、『事務所費』支出の7,316,320円が1番高額で、すなわち、『調査旅費』『会議費』項目の減額分は『事務所費』『人件費』項目等へ転嫁されているのが実態である。

5 上記条例違反行為をしているかなざわ議員会に所属する個々の議員が支出した平成18年度政務調査費の『事務所費』項目の支出については、『事務用品』を除く『事務機器購入費、事務所の賃借料、維持管理費』を『使途基準に従い支出した』『会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費』として認めることはできない。

また、平成15年度政務調査費の『人件費』項目の支出が『0』であった平成18年度の『人件費』についても、同会派に所属する個々の議員が支出した経費をそのまま『使途基準に従い支出した』『会派等の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費』として認めることもできない。

従って、『事務用品』相当額を除く『事務所費』7,316,320円及び報告書に記載されている『人件費』5,465,670円は目的外の違法な支出である。

ゆえに、かなざわ議員会はそれらを不当利得している。

6 よって、請求人は、金沢市長が、かなざわ議員会に対し、交付した平成18年度政務調査費のうち12,781,990円を金沢市へ返還するように求めるとの勧告を求める。

加えて、①会計帳簿、領収書等(以下『会計帳簿等』という。)は議長保管とする条例改正をおこなって情報公開請求できる公文書とすること、②平成19年度政務調査費収支報告書の証拠となる会計帳簿等の提出を全会派に求めること、③会計帳簿等を提出しない会派に対し、平成20年度第1四半期分として交付した政務調査費の返還を求めること、④会計帳簿等が情報公開請求できる公文書となるまでの間は平成20年度第2四半期分以降の政務調査費を交付しないことという、金沢市長及び金沢市議会に対する政務調査費使途透明化措置の意見を求める。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

第2 請求人

金沢市三池町179

稲 生 喜久雄

金沢市小池町47-7

坂 井 豊 二

金沢市小坂町西61番地7

診療放射線技師

林 木 則 夫

第3 事実証明書

- 1 平成18年度(行コ)第8号の『証人調書』
- 2 かなざわ議員会 平成15年度政務調査費収支報告書
- 3 かなざわ議員会 平成18年度政務調査費収支報告書

平成20年(2008年)5月27日 印刷
平成20年(2008年)5月27日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)